

【社会】 2018年に「働き方改革関連法」が成立し、労働基準法などが改正されることになった。この改正の内容を中心とした日本の労働法制に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 法定労働時間は1日7時間、1週35時間が原則である。使用者が労働者に時間外労働をさせるには、労使協定を締結する必要はなく、使用者が作成する就業規則にその旨の規定を設ければよい。
2. 時間外労働について、1か月単位や1年単位での上限を法律で規制することが定められた。使用者が上限規制に違反して労働者を働かせた場合の罰則も設けられている。
3. 年次有給休暇の取得率の低さが問題であったため、従来は使用者が年次有給休暇の取得時季を指定する仕組みであったのを、労働者が自ら希望する時季を申し出て年次有給休暇を取得する仕組みに変更された。
4. いわゆる高度プロフェッショナル制度が創設された。これは、一定以上の高い年収を有する労働者を、その従事する業務にかかわらず、一律に高度専門職に就いているとみなし、労働時間などの規制を適用しない制度である。
5. 同一労働同一賃金の実現に向けて、パートタイム労働者や有期雇用労働者について正規雇用労働者との不合理な待遇差をなくすための対策が検討されたが、経済界からの反対が大きく、今回の改正では見送られた。

【判断推理】 A～Dの4人が喫茶店に入り、各人が、お菓子をチーズケーキ、シュークリーム、アップルパイの3種類のうちから1種類又は2種類選び、更に飲み物を紅茶、コーヒーの2種類のうちから1種類選んで注文した。これに関して次のことが分かっているとき正しく言えるのはどれか。

- ・アップルパイを注文した人は2人であり、2人とも紅茶を注文した。
- ・Aは2種類のお菓子とコーヒーを注文した。
- ・Bは、Aと同じお菓子は注文しなかった。
- ・CとDは同じ飲み物を注文した。
- ・Dはお菓子を1種類だけ注文したが、それはシュークリームではなかった。
- ・3人が注文したお菓子があった。

1. シュークリームを注文したのは1人だった。
2. コーヒーを注文したのは2人だった。
3. Bはチーズケーキを注文した。
4. Cはシュークリームを注文した。
5. Dはアップルパイを注文した。